

お知らせ

人権問題を電話で相談

高齢者や障害者などの人権について、人権擁護委員や法務局職員が電話で相談に応じます。秘密は厳守します。

日時 9月8日(月)～14日(日)、午前8時30分～午後7時(土日曜は午前10時～午後5時)
専用電話番号 0570-003110
前橋地方方法務局 027-2114466

下水道できれいな環境づくり

9月10日(水)は「下水道の日」です。ことしの標語は「げすいどう みずのみらいを まもるみち」。水をきれいに保ち、衛生的な環境づくりをすすめるために、下水道を整備しています。下水道が整備されている地域で、まだ接続していない世帯は早めの接続をお願いします。

公共下水道については下水道整備課 ☎027-898-3074、農業集落排水については農村整備課 ☎027-898-6714

六供温水プールが休場に

六供温水プールは10月5日(日)から15日(水)まで、熱源の供給を受けている六供清掃工場の点検に合わせて、清掃と施設点検を行うため休場します。

同館 ☎027-243-1308

総合福祉会館の予約受け付け

総合福祉会館と第四コミュニティセンターの施設利用について、来年1月から3月までの予約受付会を開催します。

受付日時 10月8日(水)午前8時30分～55分
受付場所 総合福祉会館
10月6日(月)までの午前8時30分～午後5時に同館 ☎027-237-0101へ。予約受付会翌日からは、電話と窓口で予約を受け付けます

旧市立前橋高の体育館新たに

総合福祉会館に隣接する旧市立前橋高第二体育館が改修工事を終え、11月1日(土)にリニューアルオープン。これに伴い、11月・12月の利用調整会議を行います。

中学生が職場を体験

本市では、市立中学校の2年生が市内の事業所で職場体験活動を行う「まえばしキャリア・スタート・ウィーク」を行っています。体験をとおしてこれからの自分に必要なことを考えたり、これまでの自分を振り返ったりする貴重な機会となっています。受け入れる事業所にとっても、真剣に取り組む中学生の姿が良い刺激に。本年度は、約3,000人が職場体験を予定しています。活動中の元気な中学生を見掛けたら、応援してください。

受け入れ事業所を募集

職場体験活動に協力できる事業所を募集しています。詳しくは本市ホームページをご覧ください。
学校教育課 ☎027-898-5864



冬季ナイター利用できます

前橋総合運動公園テニスコートは、11月以降もBコート4面のナイター利用ができます。この

の利用受け付けを行います。
まえばしネット (https://mae-netreserve.asp.jp/web) で
同所 ☎027-268-1911

土地など用途変更は届け出を

固定資産の利用状況によって固定資産税が非課税になったり、減免されたりすることがあります。また、土地については利用状況を変更すると、固定資産税の課税内容にも変更を生じることがあります。各対象者は、市役所資産課で手続きを行ってください。

固定資産税の非課税・減免申請対象に該当する固定資産の所有者。①宗教法人が境内などに使用する②不特定多数の人が道路として利用する③学校法人などが教育・保育のために使用

する④社会福祉法人などが社会福祉事業のために使用する⑤地域住民の集会所など公益のために使用する

住宅用地の異動申告

対象に該当する土地の所有者。①店舗などを住宅に改造し、住宅用地にした②住宅を店舗などに改造し、住宅用地でなくなった③店舗などの併用住宅で、居住部分とそれ以外の部分の床面積を変更した④廃業などに伴い、工場・店舗などの事業用家屋を住宅用の物置などに変更した(住宅と同一の敷地内にあり事業用物品などを撤去した家屋に限る)⑤住宅用地を拡張して、

人生記念樹木をプレゼント

自宅の新増改築や子どもの誕生、結婚、還暦の記念に人生記念樹木を贈ります。

配布日 10月19日(日)
配布場所 敷島公園ばら園
配布樹木 前橋のバラ「あかぎの輝き」かキリシマツツジのいずれか1本
対象 市内在住で、昨年9月1日～ことし8月31日に次のいずれかに該当した人。①市内に自宅を新増改築した②子どもが誕生した③結婚した④満60歳になった

農地の宅地化などは申し出を

農用地区域内の農地を、住宅や店舗などに使用するため、農用地区域からの除外を希望する農地の所有者は、申し出をしてください。要件など詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

市長コラム



ようこそ市長室へ
スマートフォンまたは
タブレット端末をご覧ください

9月1日は防災の日です。91年前、約10万人の命が失われた関東大震災が起こった日です。先月、広島市では大雨により大勢の方々が犠牲になりました。前橋市は今までも大きな災害に見舞われたことの少ない土地です。しかし、備えを整えることは大切です。東京都をはじめ防災協定を結ぶ都市に災害が発生すれば被災地を支援しなければなりません。災害が少ないからこそ、防災力を強化する、それが前橋市の責任だと考えます。

この秋には、前橋市総合防災訓練が行われます。自治会の自主防災組織や災害協定を結ぶ団体等、大勢の方々のお力に期待しています。

山本龍



9月22日(月)までに市役所農林課 ☎027-898-6702(富士見地区の農地は富士見支所 ☎027-288-1946)へ直接